

浄化槽について

私たちの家庭から排出される生活排水を処理し、河川へ放流できる状態まで浄化しているのが浄化槽です。

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置なので、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理することが大切です。せっかく設置した浄化槽も維持管理が適正に行われていないため微生物の働きが弱まり、悪臭の発生や水質汚濁などの原因となっているケースが見受けられます。

川や海の水質を良くするため、ご自身の使用している浄化槽について確認し、下記の通り法律で義務付けられた維持管理を適正に行い、よりよい状態で生活排水を処理するようご協力お願いいたします。

浄化槽設置者に義務付けられている維持管理

1. 法定検査（7条検査、11条検査）
 - ・7条検査は、浄化槽の使用開始後3～8ヵ月の間にうけなければならない検査で、11条検査は、毎年1回浄化槽の働きが正常に維持されているかを検査します。法定検査は、県知事が指定する検査機関（[社団法人沖縄県環境整備協会](#)）へお問い合わせください。
2. 保守点検
 - ・保守点検は、浄化槽の運転状況の点検や装置の調整等を行います。県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。保守点検業者については、[社団法人沖縄県環境整備協会](#)へお問い合わせください。
3. 浄化槽の清掃
 - ・浄化槽の清掃は、浄化槽内にたまった汚泥等を引き出し、装置の洗浄を行います。町の許可を受けた浄化槽清掃業者（[与那原町許可業者](#)）に委託してください。

※法定検査及び保守点検については、[社団法人沖縄県環境整備協会](#)（TEL 098 - 835 - 8833）へお問い合わせください。